

京都市訓令甲第 20 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

別表第1局長及び担当局長（総合企画局都市経営戦略担当局長、文化市民局文化芸術担当局長及びスポーツ担当局長、保健福祉局医務担当局長、都市計画局都市政策担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局防災減災・公園利活用担当局長を除く。）の項中「総合企画局都市経営戦略担当局長」の右に「及び企画調整・市民参加推進担当局長」を加える。

別表第1担当部長並びにエネルギー政策部長、脱炭素地域創出促進部長、学校跡地活用促進部長、創生戦略部長、SDGs・市民協働推進部長、大学政策部長、政策企画調整部長、京都芸大・文化連携推進部長及び地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長の項中「創生戦略部長」を削る。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項中「政策総務課長」の右に「、産業総務課長及び企画総務課長」を加える。

別表第1課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策企画調整第一課長、情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長の項及び担当課長及び課を置かない室に置く課長（課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策企画調整第一課長、情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長を除く。）の項中「統計解析課長」を「情報統計・データ利活用推進課長」に改める。

別表第2都市経営戦略監の項の次に次の1項を加える。

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 企 画 監 | (1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。 |
|-------|----------------------------------|

別表第2新型コロナ対策・ワクチン接種統括監の項を削る。

別表第2総務部長の項第2号、行財政局総務部ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当部長の項第1号、総務課長の項第1号及び行財政局総務部総務課ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当課長の項第1号中「及び新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金」を削る。

別表第2人事担当局長の項第1号中「第8号」を「第7号」に、「第13号」を「第12号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「都市経営

戦略監」の右に「、企画監」を加え、「、新型コロナ対策・ワクチン接種統括監」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2 総合企画局都市経営戦略担当局長の項の次に次の1項を加える。

|                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 総合企画局企画調整・市民参加推進担当局長 | (1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。 |
|----------------------|----------------------------------|

別表第2 産業イノベーション推進室長の項に次の1号を加える。

(3) 京都市中小企業デジタル化・DX推進事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第2 保健福祉部長の項の次に次の1項を加える。

|          |   |
|----------|---|
| 保健福祉総務課長 | (1) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る支出決定に関すること。ただし、局内の他の課及び室の所管に属するものを除く。 |
|----------|---|

別表第2 障害保健福祉推進室長の項に次の1号を加える。

(10) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2 企画・社会参加推進課長の項の次に次の2項を加える。

|        |  |
|--------|--|
| 在宅福祉課長 | (1) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。 |
| 施設福祉課長 | (1) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定及び支給決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。      |

別表第2 保険年金課長の項に次の1号を加える。

(6) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定及び支給決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2 介護ケア推進課長の項に次の1号を加える。

(7) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課調整担当課長の項に次の1号を加える。

(2) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定及び支給決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課介護認定給付事務担当課長の項に次の1号を加える。

(7) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定及び支給決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2医療衛生推進室長の項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 予防接種法第15条第1項による給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

(2) 予防接種に係る助成金の支出決定に関すること。

別表第2医療衛生推進室予防接種担当部長の項を削る。

別表第2子ども若者未来部長の項第17号中「京都市妊婦PCR検査費用助成金」を「1か月児健康診査費用助成金」に改め、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号の次に次の1号を加える。

(20) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定及び支給決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2子ども家庭支援課長の項第14号中「京都市妊婦PCR検査費用助成金」を「1か月児健康診査費用助成金」に改め、同項に次の1号を加える。

(15) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置の対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2幼保総合支援室長の項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市民税均等割を減免する措置を廃止することに伴う経過措置に係る対象者の決定、支給決定及び支出決定（担当事務に関するものに限る。）に関すること。

別表第2都市総務課長の項第2号を削る。

別表第2都市計画局住宅政策担当局長の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号ま

でを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土地区画整理法による評価員の委嘱及び解嘱に関すること。

別表第2建設局長の項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土地区画整理法による評価員の委嘱及び解嘱に関すること。

別表第2建設総務課長の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とする。

別表第2みどり政策推進室長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 都市公園法第5条による許可に関すること。

別表第2公園管理課長の項第1号中「次号」を「以下この号及び次号」に改め、「よる許可」の右に「並びにこれらに伴う条例第12条の3第1項による使用料の減免」を加える。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)